

福岡県公報

令和 4 年 4 月 15 日
第 291 号

目 次

告 示 (第372号 - 第383号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 2
- 都市計画の変更 (都市計画課) 2
- 都市計画の変更 (都市計画課) 2
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 5
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 6
- 指定納付受託者の指定 (障がい福祉課) 7
- 指定納付受託者の指定 (障がい福祉課) 7

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 8
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12
- 臨港地区分区の変更 (港 湾 課) 12
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 12
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

- (廃棄物対策課) 13
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 13
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 13
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 14
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 14
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 14
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) 14
- 一般競争入札の実施 (企 画 課) 15

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部運転免許試験課) 21

告 示

福岡県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年9月福岡県告示第1420号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
崩追谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成21年9月福岡県告示第1421号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
崩追谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口谷川1	うきは市浮羽町田籠（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
崩追谷川	うきは市浮羽町田籠（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項

の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更

福岡県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画臨港地区の変更

福岡県告示第377号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した三輪農業振興地域の区域及び夜須農業振興地域の区域を統合し、次のように筑前農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

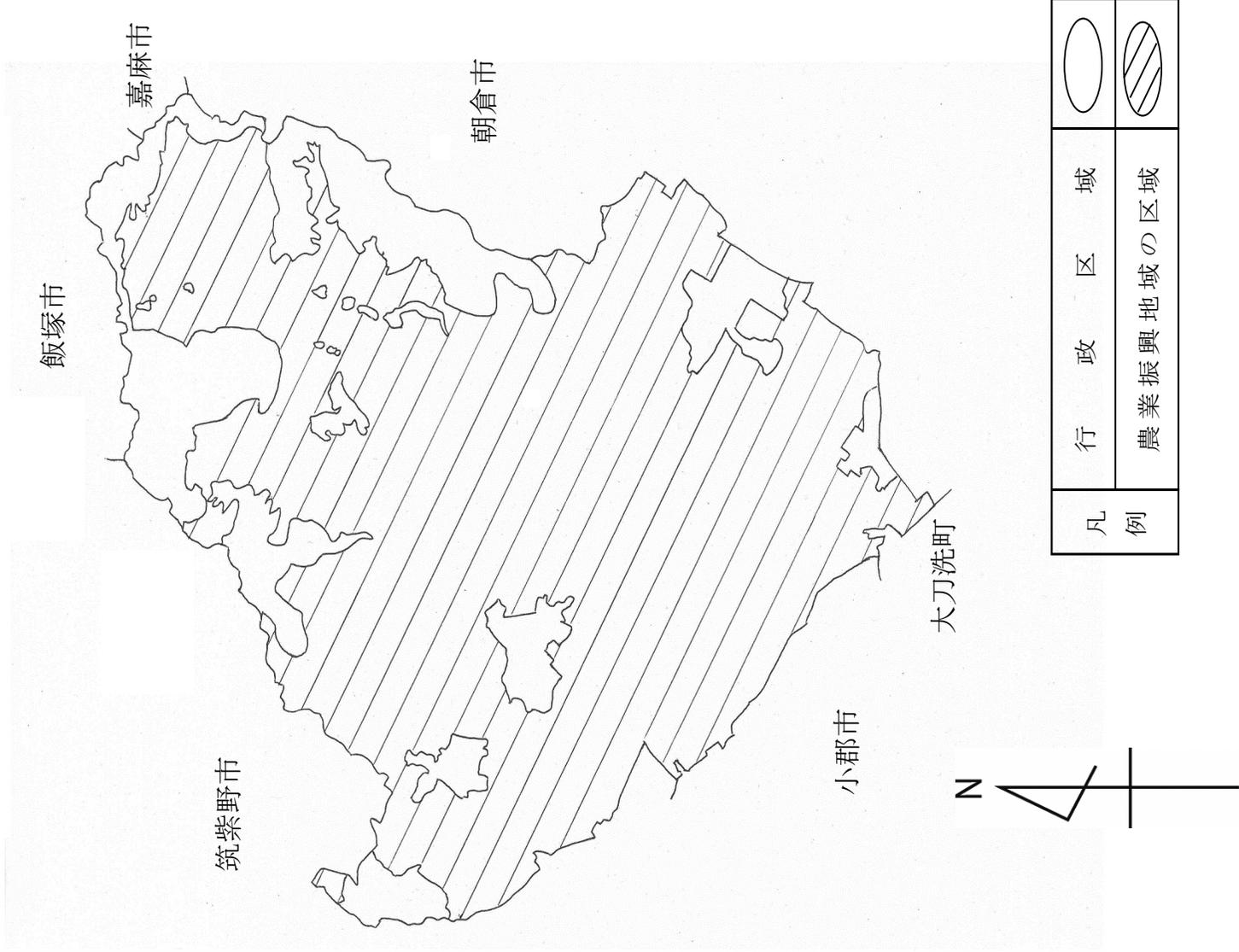
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 農業振興地域名
筑前地域
- 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

筑前農業振興地域の区域を表示した図面 (筑前町)



福岡県告示第378号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 5 月 16 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市農業活性化センター	八女市
	令和 4 年 5 月 17 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和 4 年 5 月 18 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和 4 年 5 月 19 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市星野行政福祉センター	
	令和 4 年 5 月 20 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市矢部体育館	
	令和 4 年 5 月 23 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	令和 4 年 5 月 24 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	令和 4 年 5 月 25 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女伝統工芸館	
	令和 4 年 5 月 26 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女伝統工芸館	
	令和 4 年 5 月 27 日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女伝統工芸館	
	令和 4 年 5 月 30 日	10：00～12：00 13：00～15：00	広川町産業展示会館	広川町
令和 4 年 6 月 1 日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	筑後市	

	令和 4 年 6 月 2 日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	
	令和 4 年 6 月 3 日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	
	令和 4 年 6 月 4 日から 令和 4 年 8 月 3 日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、広川町及び筑後市と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 6 月 4 日から 令和 4 年 8 月 3 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	令和 4 年 6 月 4 日から 令和 4 年 8 月 3 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 6 月 4 日から 令和 4 年 9 月 3 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市

福岡県告示第379号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 6 月 7 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター 福よし絆館	糸島市
	令和 4 年 6 月 8 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター 福よし絆館	
	令和 4 年 6 月 9 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター 福よし絆館	
	令和 4 年 6 月 10 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンター しまてらす	
	令和 4 年 6 月 14 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンター しまてらす	
	令和 4 年 6 月 15 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンター しまてらす	
	令和 4 年 6 月 16 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和 4 年 6 月 17 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和 4 年 6 月 21 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和 4 年 6 月 22 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和 4 年 6 月 23 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和 4 年 6 月 24 日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
		令和 4 年 6 月 25 日から 令和 4 年 8 月 24 日まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 6 月 25 日から 令和 4 年 8 月 24 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	令和 4 年 6 月 25 日から 令和 4 年 8 月 24 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市
--	--	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 6 月 25 日から 令和 4 年 9 月 24 日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

福岡県告示第380号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 7 月 1 日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川市役所 都市整備部庁舎	那珂川市
	令和 4 年 7 月 4 日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川市役所 都市整備部庁舎	
	令和 4 年 7 月 5 日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市役所大会議棟	春日市
	令和 4 年 7 月 6 日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市役所大会議棟	

	令和 4 年 7 月 7 日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	令和 4 年 7 月 8 日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	
	令和 4 年 7 月 11 日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所	太宰府市
	令和 4 年 7 月 12 日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所	
	令和 4 年 7 月 13 日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市北コミュ ニティセンター	大野城市
	令和 4 年 7 月 14 日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市南コミュ ニティセンター	
	令和 4 年 7 月 15 日 から 令和 4 年 9 月 14 日 まで	左欄の間に行う検査については、那珂川市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 7 月 15 日 から 令和 4 年 9 月 14 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	令和 4 年 7 月 15 日 から 令和 4 年 9 月 14 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 7 月 15 日 から 令和 4 年 10 月 14 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市	

福岡県告示第381号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 7 月 26 日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 しんよしとみ	上毛町
	令和 4 年 7 月 27 日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場 大平支所	
	令和 4 年 7 月 28 日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場 大平支所	
	令和 4 年 7 月 29 日	10:00~12:00 13:00~15:00	吉富町体育館	吉富町
	令和 4 年 8 月 2 日	10:00~12:00	豊前市角田公民館	豊前市
	令和 4 年 8 月 2 日	13:30~15:30	豊前市合河公民館	
	令和 4 年 8 月 3 日	10:00~12:00	豊築漁業協同組合	
	令和 4 年 8 月 3 日	13:30~15:30	豊前市三毛門公民館	
	令和 4 年 8 月 4 日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	
	令和 4 年 8 月 5 日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	
	令和 4 年 8 月 8 日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町中央公民館	築上町
	令和 4 年 8 月 10 日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町上城井公民館	
	令和 4 年 8 月 12 日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町コミュニティセンター ソピア	

	令和 4 年 8 月 13 日 から 令和 4 年 10 月 12 日 まで	左欄の間に行く検査については、上毛町、吉富町、豊前市及び築上町と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 8 月 13 日 から 令和 4 年 10 月 12 日 まで	左欄の間に行く検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和 4 年 8 月 13 日 から 令和 4 年 10 月 12 日 まで	左欄の間に行く検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 4 年 8 月 13 日 から 令和 4 年 11 月 12 日 まで	左欄の間に行く検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		上毛町 吉富町 豊前市 築上町

福岡県告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山 5 - 1 - 22 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和 4 年 3 月 25 日

3 対象となる歳入

福岡県こども療育センター新光園の使用料

福岡県告示第383号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号

2 指定した日

令和 4 年 3 月 25 日

3 対象となる歳入

福岡県こども療育センター新光園の使用料

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営塚田（観音）地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 4 年 4 月 15 日から 令和 4 年 5 月 19 日まで	岡垣町役場
----------------------------------	--	-------

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（

特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き 2 年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第 4 号）
- コ 営業概要表（様式第 5 号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 4 年 4 月 27 日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約
- (2) 調達物品及び数量
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和 4 年 6 月 1 日（水曜日）から令和 5 年 3 月 31 日（金曜日）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部敷地内ガソリタンク、軽油タンク

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年5月26日 (木曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年4月15日 (金曜日) から令和4年5月25日 (水曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年5月26日 (木曜日) 午後5時45分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

(2) 日時

令和4年5月27日 (金曜日) 午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価 (1L当たりの10%税込み単価) に発注予定数 (レギュラーガソリン 347,900L、軽油6,800L) を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこ

れに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（1 L当たりの10%税込み単価）に発注予定数（レギュラーガソリン347,900L、軽油6,800L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（10%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン347,900L、軽油6,800L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン347,900L、軽油6,800L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline and light oil (Stored in a tank) estimated yearly total : 347,900 liters and 6,800 liters

(2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective

according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2023

- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
(4) Time Limit of Tender : 5 : 45 P.M. on May 26, 2022
(5) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2237)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市湯町一丁目530番17及び530番35から530番47まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東比恵一丁目5番5号
九州八重洲株式会社
代表取締役 吉川 悟

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧に供する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

- 2 変更に係る分区の種類
商港区、工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更した土地の区域
 - (1) 商港区
苅田町鳥越町の一部
 - (2) 工業港区
苅田町鳥越町の一部
 - (3) 修景厚生港区
苅田町鳥越町の一部

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
上田産業株式会社
 - (2) 所在地
豊前市大字宇島606番地の8
 - (3) 代表者
代表取締役 上田 大作
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
令和4年3月22日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第3号の規定に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

総合緑地建設株式会社

(2) 所在地

北九州市小倉南区大字合馬301番地

(3) 代表者

代表取締役 山田 和彦

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和4年3月22日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第3号の規定に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

豊前開発環境エネルギー株式会社

(2) 所在地

豊前市大字八屋2544番地61

(3) 代表者

代表取締役 白石 康彦

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和4年3月22日

4 処分の理由

事業者は、許可範囲外の産業廃棄物の処分を受託する契約を4社と締結し、令和元年11月から約2年にわたり、計2万5千トン以上を処分した。

このことは、法第14条の2第1項の規定に違反する無許可の事業範囲変更であり、法第14条の3第1号の規定に該当し特に情状が重いため、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可取消事由に該当する。

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護福祉施設サービス	4071702445	特別養護老人ホーム 愛和園 ・ユニット 直方市大字中泉1182番地25	社会福祉法人愛和会	令和 4 年 4 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 135 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護福祉施設サービス	4073900336	特別養護老人ホーム つくも 苑 糟屋郡篠栗町大字金出 3226 番 地	社会福祉法人つくも 会	令和 4 年 4 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 135 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護福祉施設サービス	4074400682	特別養護老人ホーム グッド ライフ柏屋 糟屋郡粕屋町戸原東二丁目 11 番 12 号	社会福祉法人来福	令和 4 年 4 月 1 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
運転適性検査装置賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札を決定した日
令和 4 年 3 月 1 日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
三菱電機クレジット株式会社九州支店
 - 住所
福岡市中央区天神二丁目 12 番 1 号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
50,958,600 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 4 年 1 月 14 日

公告

福岡県税条例（昭和 25 年福岡県条例第 36 号）第 47 条の 6 第 2 項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成 24 年 3 月 23 日 23 税第 5288 号福岡県総務部長通達）第 4 の 4 の規定により次のように公示する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特約業者の氏名又は名称
協和興産株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
北九州市小倉南区徳力二丁目3番6号
- 3 特約業者の指定取消年月日
令和4年3月1日

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
池町川第二放水路（仮称）築造工事
- 2 工事場所
久留米市梅満町
- 3 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格を適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
 - (4) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

工事延長 L = 729.3m

泥土圧式シールド工（外径6.0m） L = 715.8m

発進立坑築造工（鋼製セグメント圧入工） N = 1式

到達立坑築造工（鋼製セグメント圧入工） N = 1式

5 使用する主要な資機材

シールド機本体 1機

コンクリートセグメント 約660個

鋼製セグメント 約130個

6 工期

令和4年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年3月31日（月曜日）まで

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県県土整備部企画課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3521

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に

参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。

(2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件

令和4年5月2日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込みの受付期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

ク 構成員の出資比率が20%以上であること。

(3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件

令和4年5月2日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。

イ 平成19年度以降に、元請として完成した次の(ア)から(ウ)までの要件を同一工事で満たすシールド工法（密閉型）による工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構成員としての場合のものに限る。）を有すること。

(ア) 施工（セグメント）外径が4 m以上であること。

(イ) シールド形式が泥土圧式であること。

(ウ) R/Dが25以下の施工区間が含まれていること。

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和4年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成19年度以降に、元請として完成したシールド工法（密閉型）による工事に技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有する者。

(イ) 次のいずれかの資格等を有する者。

a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定さ

れた者

エ 出資比率が構成員中最大であること。

(4) 共同企業体の他の構成員 A に対する参加条件

令和 4 年 5 月 2 日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 1,100 点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても 1,100 点以上であること。

イ 平成 19 年度以降に、元請として完成したシールド工法（密閉型）による工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和 4 年 9 月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成 19 年度以降に、元請として完成したシールド工法による工事、河川構造物工事、道路構造物工事又は管渠推進工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者。

(イ) 次のいずれかの資格等を有する者。

a 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(5) 共同企業体の他の構成員 B に対する参加条件

令和 4 年 5 月 2 日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 940 点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても 940 点以上であること。

イ 平成 19 年度以降に、元請として完成した河川構造物工事、道路構造物工事又は管渠推進工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、令和 4 年 9 月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成 19 年度以降に、元請として完成した工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有する者。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

a 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c 国土交通大臣から a と同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注) 上記(3)ウ(ア)、(4)ウ(ア)及び(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期 1 年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期 1 年以上の工事にあつては 6 か月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表 1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

評価は、入札参加条件を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）に標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

なお、落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和4年4月15日（金曜日）から令和4年6月8日（水曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後4時30分まで。

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札方式による場合

令和4年4月18日（月曜日）から令和4年5月2日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後4時30分までに電子入札システムにより提

出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、令和4年4月18日（月曜日）から令和4年5月2日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札方式による場合

令和4年7月13日（水曜日）午前8時30分から令和4年8月3日（水曜日）午前9時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和4年7月13日（水曜日）午前8時30分から令和4年8月3日（水曜日）午前9時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和4年7月13日（水曜日）午前8時30分から令和4年8月2日（火曜日）午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着。）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

エ その他、入札心得書及び福岡県電子入札運用基準（公共事業）の規定による。

16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に

8の場所に持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の場所に持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合。なお、保険期間は、開札日から14日間とする。

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。なお、同規模とは、最終契約金額が2,000万円以上である契約をいう。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100

分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書又は福岡県県土整備部競争入札心得書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後契約の効力が発生するまでの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 技術提案において、不採用の通知を受けた事項について、標準案により施工する旨の意思表示がない入札

セ 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

ソ 調査基準価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入

札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者のうち、入札価格が調査基準価格未満である者がいた場合は、落札者の決定を保留する。

オ 入札価格が調査基準価格未満の落札候補者については、低入札価格調査試行要領に基づく調査を実施する。

カ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札候補者とみなす。

キ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、その者を失格とする。

ク オにおける調査ののち、落札候補者が1者である場合は、その者を落札者として決定する。

ケ オにおける調査ののち、落札候補者が2者以上である場合は、電子くじにより落札者を決定する。

コ オにおける調査ののち、落札候補者がいなくなった場合は、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和4年8月3日(水曜日)

(イ) 上記(1)カ、(1)ク又は(1)ケの方法で、落札者を決定した場合

令和4年8月中旬(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から7の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、令和4年5月1日から令和5年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は、入札参加申込みの受付期限日まで随時受け付ける。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

イ 申請書の価格

510円(消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟)

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、代表構成員は10(3)ウに規定する入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。
- (5) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract
Ikemachi River The Second Underground Discharge Channel (tentative name)
) Construction Project
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :
4 : 30 P.M. on 2 May 2022
- (3) Deadline for the submission of bids Via electronic bidding system :
9 : 00 A.M. on 3 August 2022.
(Must be received by 9 : 00 A.M. on 3 August 2022 if submitted in person, or by 4 : 30 P.M. on 2 August 2022 by post)
- (4) Contact
Technical Survey and Inspection Division
Projects Planning Division
Department of Prefectural Land Development
Fukuoka Prefectural Government
7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577
TEL 092 - 643 - 3521
(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第89号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、道路交通法等に基づく、審査基準（案）及び処分基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和4年4月15日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和4年4月6日から同年5月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。